

財団法人徳島市体育振興公社ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人徳島市体育振興公社（以下「公社」という。）ホームページに掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 138 ピクセル以内、横 105 ピクセル以内
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG 又はPNG。ただし、アニメーションGIF など動きのあるものを使用する場合にあっては、閲覧者の目への負担が大きくなるようなものであること。
- (3) 容量 5kb 以下

2 広告枠の位置は、公社ホームページのトップページのうちから、理事長が定める。

(広告の募集及び掲載)

第3条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、公社ホームページ、公社広報紙、その他の広報媒体を利用して行う。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。

3 掲載申込みのあった広告は、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定するものとする。

(掲載に適さないもの)

第4条 広告の画像及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、公社ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公社ホームページに掲載する広告として適当でないと理事長が判断するもの

(掲載決定順序)

第5条 掲載申込みのあった広告（前条各号のいずれにも該当しないものに限る。）が公社ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 公社の特別会員(法人・団体・個人)の広告。
- (2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出捐する法人及び団体の広告
- (3) 公益法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）
- (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
- (5) 市内に事業所、事務所等を有する私企業又は個人が営む事業の広告（前号に掲げるものを除く。）
- (6) 市内に事業所、事務所等を有しない私企業又は個人が営む事業の広告（第3号に掲げるものを除く。）
- (7) 前各号に掲げるもの以外の広告

2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。

3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告枠1枠あたり月額5,000円(年会員50,000円)とする。ただし、特別会員(法人・団体・個人)で格安広告枠を希望する場合は、1枠1か月に限り3,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月または1年を単位とする。ただし、会計年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、理事長が定める。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、(財)徳島市体育振興公社ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を理事長が定める期限までに提出することにより、掲載を申し込むものとする。

2 理事長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 理事長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、第4条及び第5条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を(財)徳島市体育振興公社ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は(財)徳島市体育振興公社ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3-1号及び第3-2号)により通知しなければならない。

4 前項の場合において、理事長は、掲載の可否について、次条の徳島市体育振興公社ホームページ広告審査会による審査を経るものとする。

5 理事長は、第3項の規定により掲載を決定した広告について、掲載する広告枠を指定し、同項の規定により通知する際、併せて通知するものとする。

(広告審査会)

第9条 理事長は、前条第4項の規定による審査を行うため、財団法人徳島市体育振興公社ホームページ広告審査会(以下「広告審査会」という。)を置く。

2 広告審査会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 委員長は事務局長を、副委員長はプロジェクト推進課課長をもって充てる。

6 委員は、総務係長、企画広報係長、企画総務委員会委員長をもって充てる。

7 広告審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(承諾書の提出及び広告掲載料の納付)

第10条 第8条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、理事長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿(画像データに限る。以下この要綱において同じ。)を自己の負担により作成し、理事長が指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先について、(財)徳島市体育振興公社ホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、第4条

各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないことその他提出された広告原稿が適当であることを確認しなければならない。

3 理事長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないとき、広告主に対し広告原稿又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第12条 理事長は、第10条の規程により広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿が適当であると認めるときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。一般広告枠を8枠、特別会員広告枠を2枠の合計10枠とする。

2 理事長は一般広告枠の空きが埋まらない場合は、第9条の広告審査会の審査を得たのち、公社の特別会員の広告を格安料金で一般広告枠に掲載することができる。ただし、掲載期間は1か月を限度とする。

(リンク先の変更の求め等)

第13条 理事長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、当該ホームページの内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し等)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 第11条第3項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) その他公社ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき。

2 当社は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、理事長に対し、(財)徳島市体育振興公社ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第4号)を提出し、承認を得るものとする。

3 第8条及び第11条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに(財)徳島市体育振興公社ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第4号)により理事長に届け出、承認を得るものとする。

5 理事長は、第2項及び第4項の規定による掲載広告等の変更申込みを承認するときは、申込者に対し、その内容を(財)徳島市体育振興公社ホームページ掲載広告変更承認通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(広告掲載の取りやめの申出)

第16条 広告主は、(財)徳島市体育振興公社ホームページ広告掲載取りやめ申出書(様式第5号)

の提出により、公社ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 理事長は、前項の規定による申し出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除するものとする。

3 理事長は、前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であって、取りやめた日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間（第8条第3項の規定により掲載を決定した期間）の残りの月数が3か月以上あるときは、当該残りの月数から2か月（広告掲載の事務手続に要する期間）を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載料の返還）

第17条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。

3 前項の場合において1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 次に掲げる理由により、当社が公社ホームページの運営を一時停止した場合（一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。）は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条第3項の規定により決定を受けた公社ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行し、平成19年11月15日募集を行うものから適用する。

財団法人徳島市体育振興公社ホームページ広告掲載取扱要綱に係る運用基準

この基準は、財団法人徳島市体育振興公社ホームページ広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

1 広告掲載の範囲について

要綱第4条第10号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 申込者以外の者の広告となるもの
- (3) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの
- (4) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (5) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- (6) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (7) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (12) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (13) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (14) 酒に関するものや飲酒を奨励する内容のもの
- (15) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- (16) 寄付金の募集に関するもの
- (17) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの
- (18) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (19) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (20) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (21) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受け、その後も改善がなされていない者のもの
- (22) あたかも財団法人徳島市体育振興公社が推奨しているかのような表現を含むもの又は当公社ホームページの一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (23) その他、当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと要綱第9条に規定する広告審査会が判断するもの

様式第1号

財団法人徳島市体育振興公社ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

財団法人徳島市体育振興公社 理事長 宛

(申込者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

財団法人徳島市体育振興公社ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。
申し込みにあたっては、財団法人徳島市体育振興公社ホームページ広告掲載取扱要綱の内容を順守し
ます。

記

1 リンク先ホームページの内容

(1) 内容

(2) URL

2 広告の内容

(1) 掲載希望枠数

枠

(2) 掲載希望期間 (掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入すること)

平成 年 月 ~ 平成 年 月

(3) 広告 (バナー画像) の内容 (広告の内容案を下記に記入。別紙でも可。)